

令和3年度 集团指導

福祉用具貸与／特定福祉用具販売 説明資料

令和4年1月

前橋市 福祉部 指導監査課

目次

1	指導監督	1
2	業務管理体制	3
3	基準改正事項（福祉用具貸与／特定福祉用具販売）	7
4	高齢者虐待防止	10
5	実地指導における指摘事例	14
参考1	関係法令等一覧	15
参考2	前橋市発出通知		
参考3	介護労働者の労働条件の確保・改善のポイント		

資料中の法令等の名称は略称を使用しています。正式名称については、**参考1**関係法令等一覧を参照してください。

1 指導監督

(1) 目的と仕組み

指導監査課では、介護サービスの質の確保と保険給付の適正化を図るため、前橋市内に所在する介護サービス事業所に対して、指導監督を行っています。具体的には、下表のとおり「指導」と「監査」に区分して実施しています。

区分		目的・内容	実施時期
指導	集団指導	適正なサービス提供を行うために遵守すべき制度内容の周知徹底等を図るために、講義やオンライン等の形式により、複数の事業所に対して指導する	実施計画に基づき定期的に実施
	実地指導	事業者が行うサービスの質の確保・向上を図ることを主眼とし、自ら法令等を遵守する事業者の育成を目指して、個別の事業所に対し、実地において介護サービスの取扱いや介護報酬の請求について指導する	
監査		介護報酬の不正請求や指定基準違反の疑い又は介護サービス事業所内で発生した高齢者虐待の疑いに対し、事実確認を行い、公正かつ適切な措置を行うために実施する	機動的に実施

これらの指導監督により、適切な運営を行っている介護サービス事業者等を支援するとともに、介護保険制度への信頼性を維持し、制度の持続可能性を高めることを目的としています。

(2) 実地指導の流れ

実施計画に基づき、対象となる事業者には、実地指導の約1か月前に実施日、対象の事業所の名称・サービス種類、事前提出資料、当日準備資料等を記載した実施通知を送付しています。通知が届きましたら内容をご確認のうえ、ご対応願います。

なお、実地指導の流れ及び事前提出資料の内容等は、前橋市ホームページにも掲載しています。

前橋市ホームページ>組織から探す>福祉部>指導監査課>業務案内
>【介護・高齢・障害共通】指導監査（実地指導等）の流れ

<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/fukushibu/shidokansa/gyomu/24992.html>

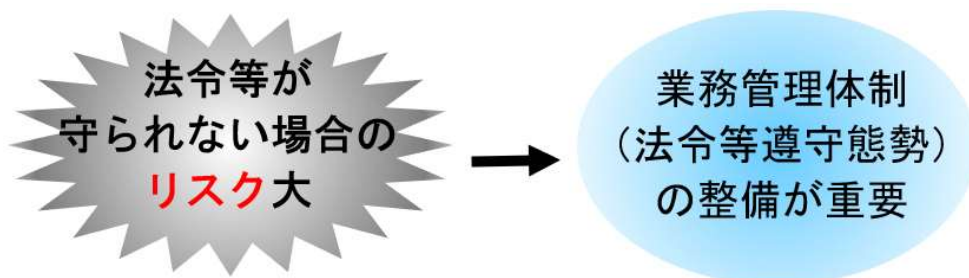
前橋市ホームページ>組織から探す>福祉部>指導監査課>業務案内
>【介護・高齢】実地指導等の事前提出資料（介護・高齢分野）

<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/fukushibu/shidokansa/gyomu/23978.html>

(3) 監査と行政処分

監査により、介護報酬の不正請求や人格尊重義務違反等が確認された場合は、その内容や程度により行政処分（指定の取消・効力の停止）が行われます。また、基準条例で定める人員を満たしていない場合や設備・運営について基準条例に従って適正な運営がなされていないことが確認された場合は、その内容や程度により改善を勧告し、これに従わない場合は、改善措置を命じます。

このような場合、事業者や事業所の名称等が公示され、行政処分そのものによる経営的損失の他、社会的な信用を損ねることにつながります。また、不正請求の場合は、不正に支払いを受けた介護報酬は返還しなければなりません。その際、不正請求額に40%の加算金が上乗せされて徴収されます。



なお、監査により、行政処分や改善勧告に至らない違反を確認した場合は、文書指摘や口頭指導により改善を指導します。

(4) 前橋市内の行政処分及び改善勧告の事例

行政処分	種別	処分内容	処分事由
平成 30 年度	通所介護	指定の全部の効力の停止 (3 か月)	【不正請求】 通所介護費を不正に請求し、受領した。 ・サービス提供時間が算定要件を満たしていない。等
平成 30 年度	訪問看護	指定の全部の効力の停止 (3 か月)	【不正請求】 訪問看護費を不正に請求し、受領した。 ・主治医の指示を受けていない。 ・訪問看護を提供した記録が存在しない。 ・居宅サービス計画に位置付けがない。 ・准看護師による訪問看護について所要の減算を行っていない。等
令和元年度	訪問介護	指定取消	【不正請求】 訪問介護費を不正に請求し受領した。 ・訪問介護を提供した記録が存在しない。 ・訪問介護の提供内容と整合しない請求を行った。 ・初回加算について、算定要件を満たしていない。等

改善勧告	種別	勧告内容	勧告事由
令和 3 年度	通所介護	・利用者の意思及び人格を尊重して、利用者の立場に立ったサービスの提供に努めること。 ・認知症である利用者に対して、特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えること。 ・管理者は、従業者に運営に関する基準を遵守させるために、必要な指揮命令を行うこと。等	事業所内において、認知症である利用者に対し、高齢者虐待に該当する身体的拘束が行われた。

2 業務管理体制

介護保険法の改正により、令和3年4月1日から、介護サービス事業者について、指定事業所が同一の中核市内に所在する場合には、業務管理体制の整備に関する届出の受理、立入検査等の権限が都道府県から中核市へ移譲されました。(注1) この改正により中核市では、不正事案が発生した際に、事業所への立入検査に加え、事業者本部における業務管理体制を含めた包括的な確認を行い、迅速かつ効率的に事業所の監督が出来るようになりました。

介護サービス事業者に求められている業務管理体制が適切に整備され、問題なく運用できているか、各事業者の実態と照らし合わせ、改めて確認をしてください。

(注1) この法改正に伴う、届出書の提出は必要ありません。

※本項目の作成にあたっては、厚生労働省 HP 掲載資料の他「介護サービス事業者の業務管理体制の整備のあり方及び監督者による確認検査項目に関する調査研究事業報告書」(平成29年3月株式会社浜銀総合研究所)を参考にしました。

ステップ1：介護サービス事業者に法令遵守が強く求められる理由

介護サービス事業者は、利用者にサービスを提供し、介護保険から収入を得ています。この介護保険制度は、40歳以上の国民から集めた保険料と公費により利用者に必要なサービスを提供し、国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とした、公的性格が極めて強い制度です。このため、介護サービス事業者には、利用者に対する適切なサービス提供が求められることはもちろんのこと、介護保険制度の健全な運営と国民からの信頼を確保するために、法令等の自主的な遵守が強く求められています。

ステップ2：法令遵守と業務管理体制の整備の義務

法令の遵守は、介護サービス事業者の義務として、介護保険法で定められています。更に、法令遵守の義務の履行を確実なものとするため、業務管理体制の整備についても義務付けられています。

介護保険法 第74条第6項

指定居宅サービス事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。(注2)

介護保険法 第115条の3第1項(抜粋)

指定居宅サービス事業者(略)は、第74条第6項(略)に規定する義務の履行が確保されるよう、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。

(注2) 指定居宅サービス事業者以外の事業者についても、それぞれ規定があります。

ステップ3：業務管理体制に係る届出

法令上で義務付けられている整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所等の数に応じて定められています。また、介護保険事業に新たに参入したとき、届出事項（注2）に変更が生じたとき（法令遵守責任者の変更等）又は届出先の区分に変更が生じたとき（他市に新規の事業所を開設した場合等）に業務管理体制について届出を行う必要があります。

（業務管理体制整備の内容）



【届出先】

区 分	届出先
① 指定事業所が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
② 指定事業所が2以上の都道府県に所在し、かつ、2以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	主たる事務所の所在地の都道府県知事
③ 指定事業所が同一指定都市内にのみ所在する事業者	指定都市の長
④ 指定事業所が同一中核市内にのみ所在する事業者（※2）	中核市の長
⑤ 地域密着型サービスのみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内にのみ所在する事業者	市町村長
⑥ ①から⑤以外の事業者	都道府県知事

（※1）事業所数には、介護予防事業所は含むが、みなし事業所及び総合事業における介護予防・生活支援サービス事業所は、含まない。
（みなし事業所とは、病院等が行う居宅サービス（居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハ及び通所リハ）であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所のこと。）

（※2）指定事業所に介護療養型医療施設を含む場合の事業者を除く。（届出先は、都道府県知事）

（厚生労働省HP掲載「介護サービス事業者の業務管理体制について」から抜粋）

前橋市の業務管理体制の届出先：介護保険課指導係

届出書類等は前橋市ホームページからダウンロードできます。

前橋市ホームページ>申請書ダウンロード>福祉部>介護保険課
>介護保険法に基づく申請・届出>介護サービス事業者の業務管理体制整備に関する届出
<https://www.city.maebashi.gunma.jp/shinseisho/16/1/1/13023.html>

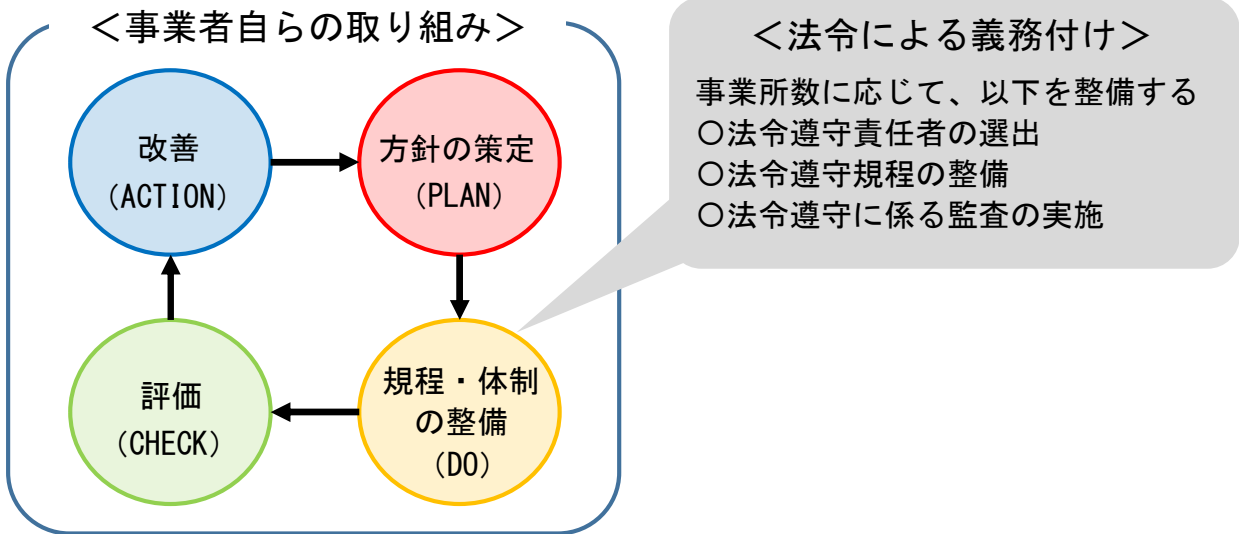
（注2）届出事項

- ①事業者の名称又は氏名、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- ②法令遵守責任者の氏名及び生年月日
- ③業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（指定又は許可を受けている事業所数が20以上の場合）
- ④業務執行の状況の監査の方法の概要（指定又は許可を受けている事業所数が100以上場合）

届出事項に変更が生じたときは届出が必要

ステップ4：業務管理体制（法令等遵守態勢）の仕組み

【法令等遵守態勢（注3）の概念図】



(注3) 「法令等遵守」とは、単に法令や通達のみを遵守するのではなく、事業を実施する上で必要な法令の目的（社会的要請）や社会通念に沿った適応を考慮したものであり、「態勢」とは、組織の様式（体制）だけでなく、法令等遵守に対する姿勢や体制づくりへの取組を指しています。

(厚生労働省HP掲載「介護サービス事業者の業務管理体制について」から抜粋 概念図は、再構成)

法令上で義務付けられている整備すべき業務管理体制は、事業者が整備する業務管理体制の一部であり、事業者は、自らの組織形態に見合った合理的な体制を整備する必要があります。ことに留意してください。

＜具体的な取組例＞

方針の策定 (PLAN)	<ul style="list-style-type: none"> ・法令遵守の方針を就業規則の中で明らかにし、従業員に対し、新規採用時の研修の中で説明する。
規程・体制の整備 (DO)	<ul style="list-style-type: none"> ・法令遵守責任者が、行政からの通知や厚生労働省・関係団体のホームページ等から法改正等を含む法令遵守に関する情報を収集し、従業員へ定例会議の中で周知する。 ・法令遵守責任者だけでなく、各事業所ごとに法令遵守に関する担当者を置く。
評価 (CHECK)	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員へのアンケートや自主点検を実施し、法令遵守に関する取組状況の評価を行う。 ・第三者（外部の者）等による評価を受ける。
改善 (ACTION)	<ul style="list-style-type: none"> ・法令遵守に関する取組状況の評価の結果を受けて、マニュアルや手順書等の見直しを行う。 ・事故や苦情の事例について、再発防止策を検討し、その内容を従業員へ周知する。

取組例は一例です。事業者の規模や従業員の体制、提供しているサービス種類など、それぞれの状況に応じた取組を行ってください。

ステップ5：業務管理体制の検査

指導監査課では、前橋市長に業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならないとされた介護サービス事業者に対し、以下の検査を行っています。

種類	実施方法等
一般検査	<ul style="list-style-type: none">・原則として6年に1回以上、通常は、実地指導に合わせて定期的に実施するもの。・業務管理体制の整備に係る一般検査調書及び法令遵守責任者へのヒアリングによって業務管理体制の整備・運用状況を確認する。
特別検査	<ul style="list-style-type: none">・指定等取消処分相当事案が発覚した場合に、業務管理体制の整備状況及び当該事案への組織的関与の有無を検証するために実施するもの。・サービス事業所の他、対象事業者本部への立ち入りを行う場合もある。

業務管理体制の整備に係る一般検査調書は、前橋市ホームページからダウンロードできます。一般検査の受検時だけでなく、自主点検表としてもご利用ください。

前橋市ホームページ>組織から探す>福祉部>指導監査課>業務案内

>【介護・高齢】実地指導等の事前提出資料（介護・高齢分野）

<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/fukushibu/shidokansa/gyomu/23978.html>



3 基準改正事項（福祉用具貸与／特定福祉用具販売）

(1) 令和3年度基準改正

福祉用具貸与及び特定福祉用具販売に係る令和3年度の主な基準の改正事項です。義務付けの適用にあたっては、経過措置のあるものは、令和6年3月31日までの間は、努力義務となります。現時点で改正に対応できていない場合は、早期に対応できるように計画的に準備を進めてください。

	基準条例	解釈通知等による補足
感染症対策の強化 経過措置あり	<p>事業者（注1）は、事業所（注2）において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</p>	<p>(1) 委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染対策担当者を決めておく。 ・ テレビ電話装置等を活用可能。 <p>(2) 指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平常時の対策及び発生時の対応を規定する。 <p>(3) 研修及び訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修は年1回以上及び新規採用時に実施し、研修の実施内容を記録する。 ・ 訓練は年1回以上実施する。
業務継続に向けた取り組みの強化 経過措置あり	<p>1 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供（注3）を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るために必要な計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 事業者は、福祉用具専門相談員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p>	<p>(1) 業務継続計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症に係る業務継続計画 ・ 災害に係る業務継続計画 <p>上記を一体的に策定することも可。</p> <p>(2) 研修及び訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修は年1回以上及び新規採用時に実施し、研修の実施内容を記録する。 ・ 訓練は年1回以上実施する。
ハラスメント対策の強化	<p>事業者は、適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより福祉用具専門相談員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>セクシャルハラスメントは、上司や同僚に限らず、利用者やその家族から受けるものも含まれる。</p> <p>事業主が講ずべき措置の具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 ・ 相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

	基準条例	解釈通知等による補足
高齢者虐待防止の推進 経過措置あり	<p>事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 事業所において、福祉用具専門相談員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>(4) 上記(1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	<p>(1) 委員会の具体的検討事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事 ・虐待の防止のための指針の整備に関する事 ・虐待の防止のための職員研修の内容に関する事 ・虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関する事 ・従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関する事 ・虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関する事 ・再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関する事 <p>(2) 指針に盛り込むべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 ・虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ・虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ・虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ・虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ・成年後見制度の利用支援に関する事項 ・虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 ・利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 ・その他虐待の防止の推進のために必要な事項 <p>(3) 研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修は年1回以上及び新規採用時に実施し、研修の実施内容を記録する。 <p>(4) 担当者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記(1)～(3)の措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くこと。 ・虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。
	<p>事業者が運営規程に定めておく事項として、「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加する。</p>	<p>虐待の防止に係る組織内の体制や虐待が発生した場合の対応方法等の内容を運営規程に定める。</p>

	基準条例	解釈通知等による補足
同一建物居住利用者以外へのサービス提供	事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービス提供を行うよう努めなければならない。	正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者等にもサービス提供を行うよう努めなければならないことを定めたもの。

(注1) 事業者：指定福祉用具貸与事業者又は指定特定福祉用具販売事業者

(注2) 事業所：指定福祉用具貸与事業所又は指定特定福祉用具販売事業所

(注3) サービス提供：指定福祉用具貸与の提供又は指定特定福祉用具販売の提供

※介護予防についても同様

(2) 平成30年度基準改正

福祉用具貸与に係る平成30年度の主な基準の改正事項です。適切に対応できているか改めて確認をお願いします。

	基準条例	解釈通知等による補足
機能や価格帯の異なる複数商品の提示等	指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、 <u>全国平均貸与価格等</u> に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。	貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格を利用者に説明すること。
	指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。	利用者が適切な福祉用具を選択するための情報提供について規定したもの。
	福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る <u>介護支援専門員</u> に交付しなければならない。	居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性について確認できるように行うもの。

※介護予防についても同様

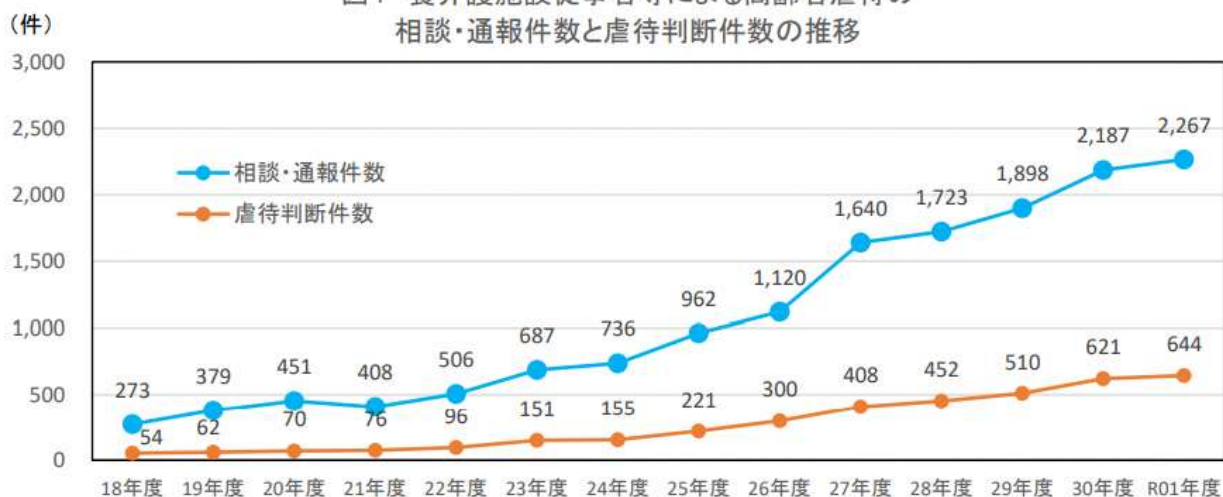


4 高齢者虐待防止

国が実施した調査によると、養介護施設従事者等による高齢者虐待と認められた件数は増加傾向にあり、令和元年度は過去最多となっています。虐待の発生要因としては「教育・知識・介護技術等に関する問題」が半数以上と最も多く、養介護施設の設置者や従業者の方が、まず、高齢者虐待防止について正しい知識を得ることが重要であることがうかがえます。

【厚生労働省 令和元年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査】

図1 養介護施設従事者等による高齢者虐待の
相談・通報件数と虐待判断件数の推移



内容	件数	割合 (%)
教育・知識・介護技術等に関する問題	366件	56.8
職員のストレスや感情コントロールの問題	170件	26.4
虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ、管理体制等	132件	20.5
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	81件	12.6
倫理観や理念の欠如	75件	11.6
虐待を行った職員の性格や資質の問題	59件	9.2
その他	10件	1.6

高齢者虐待防止法に加え、令和3年4月1日から、全ての介護サービス事業者を対象に、運営基準に高齢者虐待防止の推進についての規定が新設されました。各事業所においても、利用者の人権の擁護が図られているか虐待の防止の措置が適切に機能しているか確認を行ってください。

※本項目の作成にあたっては、「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」2019.3厚生労働省老健局（以下、「高齢者虐待防止マニュアル」という。）を参考にしました。

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待を養護者による虐待と養介護施設従事者等による虐待とに分けて定義しています。養介護施設従事者等による高齢者虐待は老人福祉法及び介護保険法に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する職員が行う次の行為とされています。

区分	虐待行為とその具体例
身体的虐待	<p>高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。</p> <p>□本人に向け物を投げつける。(高齢者の身体に接触しなくても高齢者に向かって危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と判断する。)</p> <p>□医学的診断や介護サービス計画等に位置付けられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。</p> <p>□「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制。</p>
介護・世話の放棄・放任	<p>高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。</p> <p>□入浴しておらず異臭がする、汚れのひどい服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。</p> <p>□褥瘡ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。</p> <p>□医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。</p> <p>□ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。</p> <p>□職務上の義務を著しく怠る。</p>
心理的虐待	<p>高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</p> <p>□「ここにいられなくしてやる」「追い出すぞ」などと言い脅す。</p> <p>□排せつ介助の際、「臭い」「汚い」などという。</p> <p>□他の利用者に高齢者や家族の悪口を言いふらす。</p> <p>□トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。</p> <p>□面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。</p> <p>□浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせる。</p>
性的虐待	<p>高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。</p> <p>□排せつや着替えの介助がしやすいという目的で、下(上)半身を裸にしたり、下着のまま放置する。</p> <p>□人前でおむつ交換をし、その場面を見せないための配慮をしない。</p>
経済的虐待	<p>高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。</p> <p>□事務所に金銭を寄付・寄贈するよう強要する。</p> <p>□高齢者のお金を無断で使う、処分する、無断流用する。</p> <p>□日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。</p>

◇高齢者虐待防止法に定める「養介護施設従事者等」の範囲◇

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設 ・有料老人ホーム 	<ul style="list-style-type: none"> ・老人居宅生活支援事業 	「養介護施設」又は「養介護事業」の (※)業務に従事する者
介護保険法による規定	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・介護医療院 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域包括支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・介護予防支援事業 	

(※)業務に従事する者とは、直接介護サービスを提供しない者（施設長、事務職員等）や、介護職以外で直接高齢者に関わる他の職種も含まれます（高齢者虐待防止法第2条）。

ポイント 2：通報義務

高齢者虐待防止マニュアル P16

高齢者虐待防止法では、養介護施設従事者等は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならないとされています。また、自身が従事する養介護施設等で、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した際には、速やかにこれを市町村に通報することが義務として定められています。

前橋市の高齢者虐待通報先

養介護施設従事者等による高齢者虐待	通報先	電話番号	受付時間
	介護保険課 指導係	027-898-6132	平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

ポイント 3：不利益処分の禁止

高齢者虐待防止マニュアル P82

高齢者虐待防止法では、養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報等を行った従業者等は、通報等（注1）をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けないことが規定されています。また、刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないとされています。

こうした規定は、養介護施設等における高齢者虐待の事例を施設等の中で抱えてしまうことなく、早期発見・早期対応を図るために設けられています。

（注1）虚偽の通報及び過失（虐待があったと考えることに合理性がない場合）によるものを除く。

養介護施設の設置者及び養介護事業を行う者は、従事者に対する研修の実施のほか、利用者や家族からの苦情処理体制の整備その他従事者等による高齢者虐待の防止のための措置を講じなければなりません。職員に対し、虐待発見時の通報義務、連絡先等の周知を行うことが必要です。

また、経営者・管理者層にあつては、虐待の未然防止、早期発見に努めるとともに、職員からの報告等により虐待（疑い）を発見した場合は、自ら通報義務を負うことを自覚する必要があります。

虐待の未然防止・早期発見に有効な取組例

<input type="checkbox"/> 虐待予防・早期発見の責任者を明確にし、日常実施すべき役割を虐待対応マニュアルに反映させる。
<input type="checkbox"/> ヒヤリハット報告書に虐待兆候を把握するための項目を追記する。
<input type="checkbox"/> 利用者・家族からの苦情報告書に虐待の兆候がないか確認する。
<input type="checkbox"/> 虐待防止に係る研修実施後に受講者からのアンケートによって理解度を評価し、理解度が低い内容について再度研修を実施できるようにする。
<input type="checkbox"/> 安全委員会の機会などを利用し、現場の課題に対して職員をねぎらいながら解決への指導を行う。
<input type="checkbox"/> 不満や不安の兆候がある職員に対し、個別の声かけを行い相談受け入れ体制を示す。

高齢者虐待防止マニュアル P93「指導に沿った改善計画例」の改善内容から抜粋

5 実地指導における指摘事例

本市で実施した実地指導の際に、改善指導事項として指摘した事例を掲載します。事業所において、類似の事例がないかご確認いただくとともに、介護保険制度の理解やサービスの質の向上のためにご活用ください。

【指摘事例の見方】

事例	実地指導において確認された具体的な不適切な事例
指摘	実地指導の結果として指摘した事項 指摘の根拠

○指摘事項の補足等

(1) サービス提供の記録

事例	納品や点検、集金等の記録は伝票で確認できるが、利用者の心身の状況等の利用者に係る時系列的な記録が存在しない。
指摘	指定福祉用具貸与を提供した際には、提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録してください。 基準条例第 263 条の規定により準用する第 20 条

○サービス提供の記録は、その完結の日から5年間保存します。「その完結の日」とは、個々の利用者について、契約終了により一連のサービス提供が終了した日を指します。

(2) 指定福祉用具貸与の具体的取扱方針

事例	同一種目における機能、価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報は利用者に提供されているが、全国平均貸与価格についての情報提供が行われていない。
指摘	福祉用具貸与計画については、貸与を提案する福祉用具の全国平均貸与価格を記載し、利用者に説明してください。 基準条例第 255 条

(3) 福祉用具貸与計画の作成

事例	認定更新の際の計画作成時にアセスメントを実施していない。
指摘	初回の福祉用具貸与計画の作成時だけでなく、福祉用具貸与計画の変更時についても、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえて福祉用具貸与計画を作成してください。 基準条例第 256 条

事例	計画について、介護支援専門員に交付していることが記録されていない。
指摘	福祉用具貸与計画を作成した際に、当該福祉用具貸与計画を当該利用者に係る介護支援専門員に交付したことを明らかにしてください。 基準条例第 256 条

○特定福祉用具販売の利用がある場合は、福祉用具貸与計画は、特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成します。

(4) 勤務体制の確保

事例	ハラスメントの防止について、就業規則で規定されているが、従業者に認知されていない。また、ハラスメントの相談窓口がない。
指摘	職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発を行ってください。また、ハラスメントの相談に応じ、適切に対応するための体制を整備してください。 基準条例第 263 条及び第 276 条の規定により準用する第 108 条

参考 1 関係法令等一覧

【介護保険法】

- ・介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）

【高齢者虐待防止法】

- ・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）

【基準条例】

- ・前橋市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年前橋市条例第 41 号）
- ・前橋市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 24 年前橋市条例第 46 号）

【解釈通知】

- ・指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号）

【報酬告示】

- ・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年 2 月 10 日厚生省告示第 19 号）
- ・指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 127 号）

【留意事項通知等】

- ・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年 3 月 1 日老企第 36 号）
- ・指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 17 日老計発第 0317001 号・老振発第 0317001 号・老老発第 0317001 号：別紙 1）
- ・福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準について（平成 30 年 3 月 22 日老高発 0322 第 1 号）
- ・末期がん等の方への福祉用具貸与の取扱等について（平成 22 年 10 月 25 日振興課・老人保健課）
- ・厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目（平成 11 年 3 月 31 日厚生省告示第 93 号）

・介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて（平成12年1月31日老企第34号）

・厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目（平成11年3月31日厚生省告示第94号）

・「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目」及び「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」の改正等に伴う実施上の留意事項について（平成21年4月10日老振発第0410001号）

事業の運営や介護報酬の請求について、不明な点がある場合は、まず、関係法令等をご確認ください。

基準条例に定める基準は、指定居宅（介護予防）サービスの事業がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定居宅（介護予防）サービス事業者は、常にその事業の運営の向上に努めなければなりません。



参考2 前橋市発出通知

過去に発出した福祉用具に関する通知です。ご確認ください。

参考3 介護労働者の労働条件の確保・改善のポイント

厚生労働省のホームページに掲載されている労働関係のパンフレットです。ご活用ください。